

第34号議案

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月12日提出

中間市長 松下 俊男



住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(中間市事務分掌条例の一部改正)

第 1 条 中間市事務分掌条例(平成 17 年中間市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「  
市民部 を  
(1) 戸籍、住民基本台帳及び外国人登録に関すること。  
」

「  
市民部 に  
(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。  
」

改める。

(中間市印鑑登録条例の一部改正)

第 2 条 中間市印鑑登録条例(昭和 52 年中間市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次の各号に掲げる者」を「住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第 5 条第 1 号中「又は外国人登録原票に登録」を削り、「若しくは名又は氏名の一部を組合せた」を「、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせた」に、「あらわして」を「表して」に改め、同条第 2 号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、「あらわして」を「表して」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民(法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第 11 条第 1 項第 3 号中「氏若しくは名の変更」を「氏若しくは名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)こと又は外国人住民にあっては法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本国籍を取得した場合は除く。)」に、「第 5 条第 1 号」を「第 5 条第 1 項第 1 号」に改める。

(中間市手数料条例の一部改正)

第 3 条 中間市手数料条例(平成 12 年中間市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 中

「  
外国人登録原票記載事項証明書 1 通 300 円  
印鑑登録証明書 1 通 300 円 を  
」

「  
|印鑑登録証明書|1通|300円|  
」  
に

改める。

(中間市敬老祝金条例の一部改正)

第4条 中間市敬老祝金条例(昭和45年中間市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に登載されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条に規定する外国人登録原票に登載されている者」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(中間市印鑑登録条例の一部改正に伴う印鑑の登録の取扱い等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については、市長は、施行日において職権にて抹消するものとする。この場合において、市長は、登録の抹消について、印鑑の登録を受けている者に通知するものとする。
- 3 施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお印鑑の登録を受けることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、市長は、施行日において、職権で当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

中間市事務分掌条例新旧対照表

(第1条関係)

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>市民部</p> <p>(1) <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>保健福祉部</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>建設産業部</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>上下水道局</p> <p>(1) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>市民部</p> <p>(1) <u>戸籍、住民基本台帳及び外国人登録に関すること。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>保健福祉部</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>建設産業部</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>上下水道局</p> <p>(1) (略)</p>

中間市印鑑登録条例新旧対照表

(第2条関係)

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(登録資格)</p> <p>第2条 <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)</u>に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録申請の不受理)</p> <p>第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理できない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録_____されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p>	<p>本則</p> <p>(登録資格)</p> <p>第2条 <u>次の各号に掲げる者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者</u></p> <p>(2) <u>外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(登録申請の不受理)</p> <p>第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理できない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組合せたものであらわしていないもの</u></p>

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(6) (略)

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)こと又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本国籍を取得した場合は除く。)により、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号に該当することとなったとき。

(4) (略)

2 (略)

(2) 職業、資格その他氏名\_\_\_\_\_以外の事項をあらわしているもの

(3)～(6) (略)

(新設)

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 氏若しくは名の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなったとき。

(4) (略)

2 (略)

中間市手数料条例新旧対照表

(第3条関係)

改正後			改正前		
別表1(第2条関係)			別表1(第2条関係)		
(略)			(略)		
印鑑登録証明書	1通	300円	外国人登録原票記載事項証明書	1通	300円
(略)			印鑑登録証明書	1通	300円
(略)			(略)		



中間市敬老祝金条例新旧対照表

(第4条関係)

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(給付対象者)</p> <p>第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「給付対象者」という。）に給付する。</p> <p>(1) 当該年の8月20日（以下「基準日」という。）現在において、3月以上継続して<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(給付対象者)</p> <p>第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「給付対象者」という。）に給付する。</p> <p>(1) 当該年の8月20日（以下「基準日」という。）現在において、3月以上継続して<u>本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に登載されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条に規定する外国人登録原票に登録されている者</u></p> <p>(2) (略)</p>